

# 市民と議会

小田原市議会を考える市民の会ニュース



発行 第8号 2017.6.9

編集 小田原市議会を考える市民の会

発行責任者 平野 茂樹

事務局 越中谷庸三 小泉啓子  
連絡先 090-9249-0419

HPは [小田原市議会を考える市民の会](#) で **検索** して下さい

現在全国的に問題になっている政務活動費について、小田原市議会議員の方々にお聞きしました。(2017.4.16 にアンケート用紙を各議員に送付、2017.5.30 までにご回答いただけるよう依頼) 各議員の回答を下記に載せます。尚、お返事がいただけない場合、返事なしと書かせていただいています。

## 質問1. 政務活動費の出納簿と領収書を議会のホームページで公開すること

## 質問2. 政務活動費を後払い制にすること

(わかりやすくするために注①～注⑩は、私たちがつけました。)

お名前	賛成・反対	理由
浅野 彰太	1 反対	公開するにあたっては、事務量・データが膨大になる為 (注④)
	2 反対	先払いの方が良いという理由は特に感じないが、あえて後払いにする理由も感じられない為 (注⑥) (注⑦)
安藤 孝雄	1 反対	現状で良いと思うから (注①)
	2 反対	現状で良いと思うから (注⑥) (注⑦)
井上 昌彦	1 賛成・反対	どちらか選択はできません。政務活動費出納簿は公開可能と思いますが、領収書については実際の領収書を糊付けしてある台紙をPDF化する等でかなりの事務量となります。領収書については議会事務局で閲覧可能なので現在の運用で対応していただけたらと思います。(注①) (注④)
	2 賛成・反対	どちらかの選択はできません。政務活動費の不正につながりかねないという理由で「後払い」を導入している地方議会もあることは承知しておりますが、「先払い」、「後払い」という支給制度の違いが不正につながるということはないと思っております。(注⑦)
井原 義雄	1 反対	この件につきましては、既に平成 28 年 9 月定例会の陳情審査にて不採択となっております。(注⑤)
	2 反対	現段での「後払い制」について変更すべきでない。但し、今後調査研究の課題であると認識している。
今村 洋一		返事なし
大川 裕	1 反対	政務活動費の出納簿と領収書を市議会の HP で公開することについては、先に貴会から市議会に対し陳情が提出され不採択となっているところであります。しかし政務活動費のネット公開は各市議会で見せている事でもあり、今後他市議会の動向を注視してまいりたいと考えます。(注②) (注⑥)
	2 反対	先払いに対し、後払い制のメリットが大きいとは考えにくいと思います。また、後払い制にした場合、市議会事務局の適正チェックの事務負担がかなり大きくなる恐れがあります。(注⑦) (注⑨)
大村 学	1 賛成 反対	政務活動費の用途内容等は公開するべきだと考えます。が、現在情報公開制度により閲覧可能で、既に公開されています。(注①) ホームページで公開することについては、そのための事務作業も要します。その負担とホームページでの公開需要の状況を考えて実施することが懸命だと考えておりました。そのような中、貴会の方で公開してくださっていることを報道で知りました。ご活躍に感服いたします。小田原市が掲げる「市民の力で未来を拓く希望のまち」の通り、行政、議会に対し、力を注ぐ市民の力の最たるご活躍だと思います。せっかく貴会の方でわざわざスキャナーで読み込んで公開してくださっているので私としましても市民からそのような要望があれば貴会のホームページを紹介させていただきたいと思っております。そこで貴会のご活躍に対し、あえて小田原市議会のホームページで更に公開することは貴会に対しまして、いかなものかとも思います。(注③) 従いまして両方に〇印を付けさせていただき、このような回答になってしまったことをお許し願います。

	2	賛成→反対	先払い、後払い、どちらでもよいと考えます。
奥山孝二郎			返事なし
加藤仁司	1	反対	既に昨年の広報公聴委員会において、会派意見として「反対」の表明がなされ、委員会として決定されていること。理由としては、①公開対象として閲覧可能であること。(注①)(注⑤) ②PC上に保存されている文章と違い、事務量の増大が危惧されること。(注④)
	2	反対	先払い、後払いの優劣を議論したことはありませんが、現在のところ後払いとしなければならない理由が見当たらないことから、その必要は無いと考えます。(注⑥)
神永四郎	1	反対	公開について議会でも検討されていますが、公開には様々な課題もあります。当面は現行のままで良いと考えます。(注①)
	2	反対	手続き、会計処理等を考えると、現行の方が処理しやすい。(注⑨)
川崎雅一	1	?	質問の意味がわかりません。出納簿と領収書は閲覧可能なのでホームページでの公開は、プライバシーへの配慮が出来るのであれば個人の自由ではないでしょうか。(注③)
	2	賛成	政務調査に要した費用が請求できれば、どちらでも良いと思います。
戸秀典	1	反対	政務活動費の出納簿と領収書を市議会のホームページで公開する事については、先に貴会から市議会に対し陳情が提出され不採択となっているところであります。しかし、政務活動費のネット公開は各市議会で拡がりを見せている事から今後県内市議会の動向を注視していきたい。(注②)(注⑤)
	2	反対	先払いに対し、後払い制のメリットが大きいとは思えない。また、後払い制は、市議会事務局による政務活動費執行後の適正チェックの事務負担が、かなり大きくなる恐れがある。(注⑦)(注⑨)
木村正彦	1	反対	領収書については、プライバシー保護等もあり、一定の基準作りが必要と考えますので、領収書の公開は反対です。(注②)
	2	反対	先払いで、支払いについては助かっています。活動費ですから先払い方式で良いと思います。(注⑥)
小松久信			返事なし
佐々木ナオミ			返事なし
篠原弘	1	反対	政務活動費のホームページ公開については広かれた議会透明性のある議会をめざして全国の市議会で広がりを見せており、その必要性はにんしきしているところです。しかし、先に貴会から陳情の有りました条件につきましても、整理すべき課題があることから不採択となった経緯があります。したがって、現時点では反対を表明させていただきます。(注⑤)
	2	反対	後払い制は、先払い制に比較して特段のメリットがあると思われません。また、後払い制は執行の適否をチェックする事務サイドの事務的負担が増大します。したがって現時点では賛成し難い状況です。
鈴木敦子	1	賛成	正しく出納している政務活動費であるので出納簿と領収書を公開することについて反対する理由もありません。しいていえば、議会事務局が公開にあたって作業しなければならない点が気になります。
	2	反対	私自身は副業もなく、収入が別にあるわけでもないで先に活動費がいただけることは大変ありがたいことです。後払いだと活動が制限されると考えます。(注⑥)
鈴木和宏	1	反対	「小田原市議会を考える市民の会」の皆様より頂きました陳情は、不採択になったと記憶しております。私もこの方針に従いたいと思います。個人的には秩序だっているインターネットの中に領収書を公開するのは、恐ろしい気もします。もちろん情報公開の広がり世の中で普通の事ですので注視していかななくてはならないと感じています。(注②)(注⑤)
	2	反対	「後払い制」も一つの解決策として有効であると思います。しかし私は前払いで頂けていることにとっても感謝しています。調査・研究セミナーなどの研修も書籍の購入費など「今」知りたい学びたいという時に大変ありがたいと感じています。これが後払いとなるとお金を貯めてから行動しないといけません。(注⑥) 恥ずかしい話、議員となってからはみかんの本数も大きく減らしてしまいました。周辺の町議の方から「うちは0だよ。」とも聞いており、頂いた政務活動費は本当に大事にしないといけないムダにはならないと感じています。また、政務活動「費」を「時は金なり」ととらえれば、1日が25時間だったらもっとすばらしいのにと感じることもあります。藤沢

			市のように政務活動費を無しにして月々の中に入れてしまう方法も聞いております。私は現状では、小田原の方法はベストであると考えます。
鈴木紀雄	1	賛成	市民に広く公開されることは、好ましく思います。気になることは、そのための経費と労力そして、その費用対効果として市民の方がどのように活用していただけるかということです。
	2	賛成・反対	活動資金を十分に保有していない議員の政務活動が行いにくくなる可能性があるが、適正な使途で適正に執行されるのであれば、いずれでも可とします。
鈴木美伸			返事なし
関野隆司	1	賛成	政務活動費という公金について、議員がどの様に活用しているかを明らかにする事は、当然の事と思う。
	2	賛成	どちらでもよいと思いますが、使途は明確にすべきと考えます。
武松忠	1	反対	小田原市議会の政務活動費に関する領収書を含む書類は、年間全議員で1400ページにもなります。莫大な文書をHPに公開するよりも、現在のようにA4用紙1枚(注①)で、全議員が何の費目に幾ら支出し、幾ら返還したかが一目でわかるものが示されていることが重要と認識しています。なお、出納簿と領収書は、時間や曜日に制限はありますが、どなたでも市議会事務局で閲覧できるようにしています。
	2	反対	後払い制は、事務が煩雑となり事務局の負担が増大するため、実施すべきではないと認識しております。(注⑨)
田中利恵子	1	賛成	市民に対してより明らかになると考えるためです。
	2	賛成	特に理由はありませんが、いずれにしても必要な書類が揃っていて、市民にきちっと報告することが大切だと考えています。
俵鋼太郎			返事なし
細田常夫			返事なし
安野裕子	1	賛成	昨年、複数の自治体において、政務活動費の不正使用が発覚しました。市民の方が政務活動費について関心を持つことは当然の事と思います。いつでも、どこでも閲覧できるようにすべきだと思います。それにより、より一層、透明性のある市議会になると思います。
	2	反対	後払い制の場合、議員報酬から政務活動費を立て替え払いする事になります。その結果、議員の意識の中で、政務活動費と議員報酬の区別が曖昧になっていくと危惧します。
楊隆子	1	賛成	時代に即していると思います。政務活動費の透明性、公開性を高めていくことは議会の責任であると思います。
	2	反対	手間が掛かり過ぎると思います。(特に1/2のものはどうすればよいのか。)(注⑩) 今後は質問1の答えのように公開していけばよいのではないのでしょうか。
吉田福治	1	賛成	議員活動は公のものですから、政務活動費についてもホームページに公開しても問題はないと思います。
	2	賛成	

## 〈解説と私たちの意見〉

### (注①) ■小田原市の現状

- ・現在は月曜から金曜日までの午前8時半～午後5時15分までに議会事務局に行けば、領収書等を見ることが出来ます。でもこれでは働いている人は見に行けません。私たちは誰でもいつでも見ることができるよう議会のHPでの公開を求めています。
- ・現在、収支報告書は、議会のHPで公開されています。(A4用紙1枚)しかし、収支報告書では、広報費20000円というようにまとめて書いてあります。私たちが知りたいのは具体的に何に使われたかです。それは領収書等を見ないとわかりません。

### (注②) ■現在領収書等を議会のHPで公開する事を決めている自治体

(H29.5.2 全国オンブズマン連絡会議 HP より)

大阪府・兵庫県・徳島県・高知県・富山県・三重県・奈良県・大分県・宮城県・静岡県・鳥取県・京都市  
 大阪市・神戸市・広島市・静岡市・函館市・八戸市・大津市・西宮市・郡山市・高崎市・横須賀市・富山市

尼崎市・高松市・高知市・鹿児島市・那覇市・岡崎市・旭川市・岐阜市・大分市・佐世保市・真庭市・関市  
 一関市・狭山市・名張市・苫小牧市・気仙沼市・鶴岡市・酒田市・佐野市・八千代市・野田市・我孫子市  
 葛飾区・清瀬市・羽村市・上越市・魚津市・滑川市・黒部市・越前市・坂井市・掛川市・阪南市・倉吉市  
 堺市・三好市・新居浜市・登米市・石巻市・樽原市・井原市・登別市・福島町・鹿追町・弘前市・白石市  
 川西市・須賀川市・常陸太田市・矢板市・富士見市・心しみ野市・三芳町・鳳山町・杉戸町・小川町  
 世田谷区・立川市・三鷹市・町田市・小平市・大和市・箱根町・茅ヶ崎市・秦野市・南足柄市・中津川市  
 可児市・藤枝市・小浜市・刈谷市・尾張旭市・鳥羽市・城陽市・京丹後市・芦屋市・天理市・浜田市  
 益田市・宗像市・古賀市・鳥栖市・嬉野市・八代市・水俣市

### (注③) ■何故、私たちが議会のHPでの領収書等の公開を求めるのか。

・それは、政務活動費は政治活動に必要と認められたお金で、私たちの税金から支払われているものだからです。議会の責任として公開するべきものと考えます。市民団体に公開されるのは恥ずかしいことだと思います。

### (注④) ■事務量が増える？

・出納簿と領収書を合わせた書類は約 1400 ページです。市議会が公開した資料を私たちは、約 10 時間で私たちの HP に公開することができました。手元に書類のある事務局はもっと早くできると思います。これで事務量が増えると言えるでしょうか。

### (注⑤) ■昨年議会のHPで領収書等の公開を求めた陳情が不採択になった理由

・議会のHPでの公開の可否については、まだ公開する準備が十分ではないのではないかという意見が多かったようです。しかし、現在でも公開していると議員さんはおっしゃっているのですが、この場合の準備は？

### (注⑥) ■先払いしないと政治活動はできないのだろうか？

・報酬額の各市との比較

市	人口(4月)	議員数	政務活動費(年)	年報酬額	議員報酬(月)	期末手当(年)
小田原市	約192,800人	28人	78万円	約817万円	47万5千円	約247万円
大和市	約234,300人	28人	42万円	約745万円	43万9千円	約218万円
藤沢市	約427,500人	36人	96万円	約956万円	56万5千円	約278万円
南足柄市	約42,600人	16人	12万円	約576万円 (H29市議会の自主的減額10% 約559万円)	33万8千円	約170万円 (H29市議会の自主的減額10% 約153万円)
横須賀市	約428,000人	39人	166万8千円	約1089万円	64万6千円	約314万円

(政務活動費は報酬の中に入っていない。議員報酬(月)、期末手当(年)は年報酬の内数)

・一般社会では、まず自分で払ってから領収書と引き換えにかかった費用を受け取ります。上記のような給料を頂いていて自分で立て替えることができないのでしょうか。

### (注⑦) ■富山市議会などの不正は何故起きたのか？

・先払いされると、一度頂いたものは何かに使おうという意識が働いたために色々な不正が行われました。京丹後市のように適正と認められたものを後払いするようにしたほうが不正は起きにくいと考えます。

### (注⑧) ■現在政務活動費を後払いにすることを決めている自治体

(H.29.4.27 全国オンブズマン連絡会議 HP と読売新聞 H.17.5.3 より)

・京丹後市・うきは市・伊勢崎市・富山県入善町・珠洲市・射水市・福知山市・綾部市・雲仙市  
 京都府久御山町・阪南市・福岡県新宮町・久慈市・栃木市・矢板市・大網白里市・輪島市・小浜市  
 四日市市・城陽市・羽曳野市・養父市・丹波市・淡路市・嘉麻市

### (注⑨) ■後払い制は、誰の事務量が増えるのでしょうか？

・確かに議長や事務局の事務量は増えると思います。しかし、一般社会はこのやり方ですし、議員の事務量は増えません。後払い制を導入した自治体は、不正の起きやすい環境を正すことに力点を置いています。

### (注⑩) ■1/2のものとは？

・ガソリン代・電話代(固定・携帯)は、小田原市議会では H.19 以降 1/2 を政務活動費として認めることにしました。自治体によっては、ガソリン代や電話代は政務活動費に含まない所(伊勢崎市等)もあります。